

(新)

高松みどりの里

(認知症対応型共同生活介護)

(予防認知症対応型共同生活介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 博寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 博寿会 が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所 高松みどりの里《グループホーム》(以下「事業所」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことが出来るように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立できるよう支援することを目的とする。

(基本方針)

第3条 本事業所において提供する指定(予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名称 高松みどりの里 《グループホーム》
- 3 所在地 曾於市末吉町諏訪方6875番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。ただし職員の人事管理、出納管理については博寿会で行う。

(2)計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3)介護職員 1名以上 (人員基準を満たす人数)

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定(予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第8条 指定(予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境をふまえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての自己評価を行うまた外部評価のため公表する。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。
- 5、記録の整備、保存

(衛生管理)

第9条 指定(予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(利用料金及びその他の費用の額)

第10条 本事業所サービスを提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合(介護保険負担割合証等)に応じた額とする。

- 2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額を利用者が負担するものとする。

- (1) 居 住 費 900円/日
- (2) 光熱水費 500円/日
- (3) 食事の提供に要する費用 950円/日

- (4)特別な食事の提供に要した費用の実費
 - (5)理美容代(実費払い)
 - (6)貴重品管理費 1,500円/月(手数料及び保険料の実費)
 - (7)レクリエーションなどにかかる費用等(材料代などの実費)
 - (8)電気代(テレビ・冷蔵庫など電化製品1品目につき30円/日)
 - (9)その他 施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 3 前1及び2項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第11条 指定(予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者・要支援者であって、認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害の恐れがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(非常災害対策)

- 第12条 管理者又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、別途災害防災対策などの要綱を定めるものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図るものとする。

(人権擁護及び虐待防止)

- 第13条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待防止のための指針の整備
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通

報するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 事業所は、サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関等へ連絡を行うとともに必要な処置・対応をするものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 管理者及び計画作成担当者、介護職員、看護職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族、市町村に連絡を行うとともに必要な措置・対応を行う。また、事故の状況および事故に際してとった処置を記録するものとする。

(秘密保持)

第16条 本事業所の職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、その提供したサービスに関する利用者または契約者からの苦情に対して、苦情窓口を設置して適切に対応し苦情内容等を記録するものとする。

2 施設は、苦情に関して市が行う書類・物件の提出、質問・照会に応じ、および調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、市からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市に報告するものとする。

4 施設は、苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の内容を国民健康保険団体連合会に報告を行うものとする。

(損害賠償)

第19条 利用者は、故意又は過失によって施設(設備及び備品を含む。)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は原状に回復させなければならないものとする。

2 損害賠償の額は、利用者の収入および事情等を考慮して減免できるものとする。

(損害賠償責任)

第20条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事故に責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。第16条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとする。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

(運営推進会議)

第21条 施設は、そのサービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所属する圏域の市職員または地域包括支援センターの職員、(予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(地域との連携)

第22条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(記録の整備)

第23条 施設は、設備、職員および会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

ア 利用者の処遇に関する計画

イ 提供した具体的な処遇の内容などの記録

ウ 身体拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由の記録

エ 苦情内容等の記録

オ 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(その他運営に関する留意事項)

第24条 指定(予防)認知症対応型共同生活介護にかかる自己評価を年に1回実施し、外部評価事業を受審する。また、この結果を公表するものとする。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後 1月以内

(2)継続研修 年 6 回

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人博寿会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(改正)

第25条 この規程を変更改正、廃止するときは、社会福祉法人 博寿会 理事会の議決を得るものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

(改正)

この運営規程は、平成25年12月1日に改定する。

第19条 (記録の整備)条文追加

第20条 (その他運営に関する留意事項)条項変更

この運営規程は、令和4年12月21日に改定する。

第9条 (衛生管理)条の順変更 ※第14条⇒第9条

以下条繰り下げ

第10条 (利用料金及びその他の費用の額)条文変更。

第12条 (非常災害対策)条の順変更※第16条⇒第12条。条項追加。

第13条 (人権擁護及び虐待防止)条追加

第14条 (緊急時の対応)条の順変更※第15条⇒第14条

第15条 (事故発生時の対応)条追加

第16条 (秘密保持)条の順変更 ※第11条⇒第16条

第17条 (個人情報保護)条追加

第18条 (苦情処理)条の順変更 ※第12条⇒第18条

第19条 (損害賠償)条の順変更 ※第13条⇒第19条

第20条 (損害賠償責任)条追加

第21条 (運営推進会議)条の順変更 ※第17条⇒第21条

第25条 (改正)条追加

この運営規程は、令和7年4月1日に改定する。

第10条 (利用料金及びその他の費用の額)金額変更。